

千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！

結婚新生活支援事業 **新制度**

結婚を機に千葉市へ転入される
若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う
住居費及び引越費用を支援
します。



三世代同居等支援事業

市内に居住する親世帯と
これから同居・近居を行う
子育て世帯を応援します！

三世代家族の同居などに
必要な費用を支援します。



主な要件

婚姻時に夫婦双方の年齢が **34 歳以下**
平成 29 年分の夫婦の合計所得が **340 万円未満**
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
夫婦の双方又はいずれかが、結婚を機に平成 30 年
4 月 1 日以降千葉市外から千葉市内へ転入し、市内
に今後 2 年以上居住する方
入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有
面積 30 m²以上

このほかにも要件がありますので、詳しい内容は住宅政策課
までお問い合わせ下さい。

助成内容

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日までに支払
った、住居費と引越費用の合計額で、
1 世帯あたり 30 万円を上限とします。

住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金
(保証金等これに類する費用を含む。)
共益費、仲介手数料

引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用

申請期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)～

ただし、予算額(予定件数 30 件)に達した時点で
申請の受付を終了します。

三世代同居等支援事業との重複申請はできません。

主な要件

離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする
三世代の家族が、これから市内で同居または近隣
(直線で 1km 以内)に居住する

すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
親が **65 歳以上**で 1 年以上千葉市に居住している方
孫は **18 歳**に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎
えていない方 等

助成内容

ア持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用
フラット 35 子育て支援型を利用できる場合があります。

イ借家の場合：賃貸借契約に要する費用(礼金、仲介手数料)

ウ上記共通：転居に係る引越費用

「アまたはイ」とウの合計額の 2 分の 1 と助成限度額
50 万円を比較して低い額を助成します。

ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成
限度額が 100 万円となります。

(ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は)
2・3 年目の助成として、固定資産税・都市計画税または
家賃の相当額を 15 万円を上限に助成します。

申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用 建築工事の着手前まで
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用 契約締結の前まで
転居に要する引っ越し費用 転居の前まで

助成を受けるには、**申込期限までに申出書の提出が必要
ですので、事前に高齢福祉課へご相談ください。**

<申請先・問い合わせ先>

都市局建築部 住宅政策課

電話 043-245-5809

メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索

<申請先・問い合わせ先>

保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課

電話 043-245-5250

メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市三世代同居

検索